

1. 事務事業調整について

野田市と関宿町では様々な行政サービスが行われていますが、合併したらこれらの行政サービスを統一する必要があります。そのため合併協議会では884項目の事務事業について調整してきました。884項目すべての調整結果については、「合併協議会だより」第4号から第6号の各別冊でお知らせしていますが、ここでは、合併したら具体的にどうなるのかということを、多くの住民の皆さんに関係するものを例にとってご紹介します。

～表の見方～

関宿町に関するもの
野田市に関するもの
両市町に関するもの

保健福祉関係はどうなりますか？

野田市の方が有利であることにより、野田市の制度を適用するもの

保育所の開所時間	午前7時30分 午前7時に早まる
母子・父子家庭等医療費の助成	受給者の一部負担廃止
ねたきり老人等の寝具乾燥	年1回 月2回
精神障害者医療費の助成	助成割合4分の1 2分の1、限度額なし



関宿町で実施していないため、野田市の制度を適用するもの

育児相談、乳児保育所での産休明け保育、2歳3か月児発達相談
福祉タクシー（高齢者、障害者）
老人デイサービスセンター、養護老人ホーム、老人福祉センター、暴力被害女性の保護のためのシェルター
災害見舞金の支給

関宿町の方が有利であり、または野田市で実施していないため、関宿町の制度を適用するもの

学童保育所の閉所時間	午後6時 午後6時30分に延長
乳がん検診	マンモグラフィー（X線）検査を実施
成人歯科健診	年1回実施
高齢者日常生活用具の給付、福祉電話の設置	対象範囲の拡大（高齢者1人暮らし 65歳以上の高齢者世帯）

その他

関宿町の保健センターは残し、両地域の保健センターで事業を継続します。
同和対策事業は、野田市では既に廃止済みであり、関宿町の各事業についても、それぞれ合併を機に、あるいは16年度末ないし17年度末で廃止します。

環境関係はどうなりますか？

ごみ等収集関係

野田市のごみ収集関係は変わりません。関宿町では、野田市に合わせる結果、次のようになります。



指定ごみ袋	<ul style="list-style-type: none"> ・年間1世帯130枚まで無料引換券を配付、それを超える分は有料（紙おむつ対策として乳児や常時おむつを使用している方には追加支給） ・指定ごみ袋へは記名が必要
ごみの出し方	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃物.....生ごみ、紙くず、皮革、木くずなど ・不燃物.....ガラス・コップ等、茶わん、ゴムくずなど(プラスチックやビニール類は不燃物扱い) ・粗大ゴミ.....有料(1点520円)、予約による戸別収集 旅行や引越等でごみを集積所へ収集日に出せない場合などは自己搬入も可(10kg以上は有料) ・蛍光管の回収.....有害ごみとして公共施設等の専用箱へ回収
資源回収	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトルも対象(月1回～2回の集団資源回収)
剪定枝等	<ul style="list-style-type: none"> ・申し込みによる戸別収集
生し尿	<ul style="list-style-type: none"> ・汲み取り手数料は、3ℓ当たり14円から27円となります

その他

関宿地域でも新たに、家庭用生ごみ堆肥化装置購入の助成、ごみ集積用ネットの支給、はえ・蚊の防疫用薬剤の無料配布などを行います。

教育関係はどうなりますか？

野田市では、関宿町の整備方針の適用により、情報教育の充実が図られます。

小・中学校における情報教育用コンピュータの整備促進
(後述の建設計画10ページ参照)



関宿町では、野田市に合わせる結果、次のようになります。

サタデースクール事業(各小学校における希望児童への算数の補習など)、オープンサタデークラブ事業(小・中学生を対象とした芸術・文化、体育の講座)を、関宿町の学習相談室事業等の主旨を踏まえつつ実施します。

小学校3・4年生の算数の授業を少人数指導で実施するための講師を派遣します。

学校給食用食器を順次強化磁器食器に変更します。

公民館整備が進み、各種講座等の学習機会が拡充します。

その他

通学区域は、現行のとおりとします。ただし、学区外就学については、現在の野田市のとおり柔軟に対応します。

民生経済関係はどうなりますか？

コミュニティ

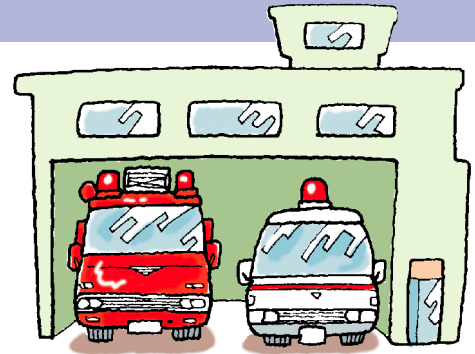
関宿町の行政区は、野田市の自治会制度に移行します。ただし、自治会は任意団体であることを踏まえ、合併後、届出により組織の分割等を受け付けます。

関宿町に3か所あるコミュニティセンターは公民館として位置付けますが、住民票等の窓口業務は継続します。

消防

消防本部を統合し、野田に中央、北、南の3分署、関宿に1分署、1出張所を設けます。関宿地域の火災には、北分署からも出動し、北分署管轄の火災には、関宿分署からも出動します。(後述の建設計画1ページ参照)

消防団も統合し、野田を中央、北、南の3方面隊、関宿を1方面隊とします。



商工業・農業・勤労者

起業家支援策による助成制度(事務所賃借料の助成等)が適用されます。

畜産団体予防事業補助事業(伝染病予防注射の1/3補助)などが実施されます。

就業相談員による内職相談、労働相談員による労働問題全般の相談などが利用可能となります。

高齢者、障害者の雇用促進奨励金が支給されます。

野菜生産安定事業において、野田市にとっては産地指定作物の対象が拡大され、関宿町にとっては市単独事業の適用により産地指定作物以外にも対象作物が拡大され、互いに有利になります。

建設関係はどうなりますか？

野田市では、関宿町に合わせる結果、次のようになります。

下水道への接続に係る水洗便所等改造資金融資の限度額と返済期間が有利になります。

(30万円・36か月以内 40万円・42か月以内)

関宿町では、野田市に合わせる結果、次のようになります。

一般の用に供される私道整備や道路敷地寄付に係る分筆費用の補助が受けられるようになります。道路境界確定図(写)の交付が無料になります。

地方税や料金はどうなりますか？

地方税

野田市は変わりません。

関宿町では、野田市に合わせる結果、次のようになります。

個人住民税の均等割	2,000円 2,500円（人口規模による地方税法の法定額） （一方、非課税基準は280,000円 315,000円に変更）
法人住民税	標準税率 制限税率（法人税割は12.3% 14.7%）
都市計画税	0.3% 0.2%
市街化区域農地の 固定資産税	農地に準じた課税 宅地並み課税 （ただし、生産緑地の指定を受けたものは農地課税のまま）

・その他の税（たばこ税、軽自動車税、特別土地保有税）は変わりません。

国民健康保険税、介護保険料

野田市は変わりません。

関宿町では、野田市に合わせる結果、次のようになります。

国民健康保険税	医療分 所得割：8.9% 7.4%、資産割：40% 30% 均等割：23,000円 17,500円 平等割：24,000円 19,000円 介護分 所得割：1.1% 0.87% 均等割：12,000円 7,700円
介護保険料	現在、平成15年度から17年度の保険料について調整中です。関宿町の保険料は、合併しない場合は野田市より高くなる見込みですが、野田市の保険料の額に統一することで、合併しない場合と比べて保険料が下がる見込みです。

水道料金、下水道使用料

野田市は変わりません。

関宿町では、野田市に合わせる結果、次のようになります。

水道料金	一般家庭等の小口利用者は現在よりも安く、大口利用者は高くなる見込みです。 例：一般家庭（口径13mm 20m）の場合、月3,450円 2,750円 ：大口利用者（口径40mm 500m）の場合、月112,900円 167,050円
下水道使用料	基本料金、従量料金ともに安くなります。 例：一般家庭（20m）の場合、月1,950円 1,850円



その他

野田市は変わりません。

関宿町では、野田市に合わせる結果、次のようになります。

証明等手数料(住民票写し等)	1件 200円 300円
保育所保育料	最高額月 61,540円 54,400円 (年齢、階層区分により上がる場合もあります)
学校給食料金	小学校 月 4,000円 3,900円 中学校 月 4,600円 4,500円

そ の 他

その他

大字名は、現行の大字をそのまま使用します。ただし、関宿町の北部地区(旧関宿町)は「関宿」を大字の前に付します(例：関宿町大字内町 野田市関宿内町)。(住所の表示からは、「大字」という文字も削除されます。)

表彰の基準、名誉市民・町民、憲章、市章・町章、市歌、市町の花・木・鳥などは、野田市の制度を適用します。ただし、関宿町の名誉町民を今後市勢要覧などに記録するとともに、憲章や花・木などは住民の意向を踏まえて継承します。

審議会等は、両市町に併存する場合は関宿町の機関を廃止し、関宿町に設置されていない機関は野田市の機関の適用範囲を関宿町にも拡大します。ただし、必要により関宿地域の実情に応じた委員構成になるよう適切な措置を講じます。

広報広聴関係については、野田市に合わせる結果、テレホンガイド、くらしの便利帳、税務・不動産相談等の各種相談などが拡充されます。

